

第三者評価結果

A-1 利用者の尊重と権利擁護

		第三者評価結果
A-1-(1) 自己決定の尊重		
【A1】	A-1-(1)-① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>利用開始時は、事前に聞き取った基本情報やアセスメントシート、利用後は、各担当者が直接利用者から活動や仕事などの夢や希望を聞き取っています。年2回の個人面談時に活動内容の振り返りや希望を聞き取り、月2回の職員会議で個別の現在提供している支援内容の意見交換をしています。</p> <p>常に一人ひとりのエンパワメントの力を引き出し自己実現を目指す場所として生産活動や社会体験活動の場を提供しています。様々な活動や作業工程を設け、まずやって頂く、その頑張りや本人の考えを話し合い自分で選択しています。生活上のルール等はその都度問題が生じた時(人を叩いてはいけないなど)に職員と利用者が直接話をしています。職員は年1回、法人主催の「人権」の研修を受け、また入職時研修、階層別研修でも周知と共有を図っています。</p>		
A-1-(2) 権利侵害の防止等		
【A2】	A-1-(2)-① 利用者の権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。	a
<p><コメント></p> <p>利用者には契約書の説明時に権利侵害(説明義務・守秘義務・身体拘束の禁止・虐待・苦情解決制度など)について、具体例を出し説明をしています。苦情解決制度のチラシを掲示をしています。痣の発見に努め、もし発見時は個人面談や連絡帳で家族と連携して対応するなど体制を整備しています。今までに苦情受付の事例はありません。高齢化する利用者家族には、連絡帳で日々状況確認をまめにするよう努めています。人権については法人の人権委員会が年1回全職員対象に人権研修を行い、新人職員研修内でも行われています。苦情受付担当者も年1回研修が行われています。</p> <p>法人作成の身体拘束禁止や虐待のガイドラインや個人情報保護規程、苦情解決に関する規程、職員倫理行動要綱・マニュアルなど事業所内に保管し何時でも確認できるようにしています。また職員ハンドブックにも権利侵害や職員倫理行動、利用者との対応について具体的に記載しています。</p>		

A-2 生活支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 支援の基本		
【A3】	A-2-(1)-① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>基本情報や個人面談で、本人の希望や生活歴、心身の状況を確認し、個別の支援内容を検討しています。支援計画の見直し時はニーズ調査を行い利用者、家族のニーズの把握に努め、また現状の評価と共に自立に向けての課題を検討し、活動内容の支援に繋げています。現在、事業所の利用者であった方が非常勤職員として得意分野で就労している方もいます。ロッカーは個別に提供し鍵を渡し、買い物時は金銭の支払いを自分で行うなど自己管理を行っています。</p> <p>接客業を行いたい、製パンづくりに携わりたいとの希望に、様々な工程の中でまず実施するよう動機づけを行っています。生活保護者出勤状況や交通費の申請等行政手続きを行っています。生活面では安心サポートセンターやグループホームの紹介、障害者スポーツ大会などの情報を提供しています。</p>		

【A4】	A-2-(1)-② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>職員は利用者の朝来所時にまず声をかけています。朝礼・終礼時の出欠を取る時、検温時も声をかけて、必ず一日一回は利用者とのコミュニケーションを図っています。コミュニケーションが困難な利用者にはジェスチャーや手話で行っています。自閉症の利用者には一人ひとりのその日のスケジュール、作業手順をホワイトボードに貼っています。カフェ内のコーヒーマシンの使い方の写真、掃除当番表を作成し、一人ひとりが理解し、自ら取り組めるように工夫しています。どうしても困難な場合や理解を深めるために家族と連携し取り組んでいます。現事業所対応のコミュニケーションツールで意思疎通が可能であり、コミュニケーション機器の活用や代弁者の支援を受けるなどの利用者はいない状況です。</p>		
【A5】	A-2-(1)-③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を実施している。	a
<p><コメント></p> <p>利用者が話したいと訴えた時は、話相手を確認し、利用者が自ら相談相手を選んでいきます。基本は担当職員が対応していますが、内容により、担当が男性職員の場合は女性職員が対応しています。相談時は本人が希望する場所や食堂、別棟の別室を利用しています。相談内容が愚痴か真剣な内容かを見極めています。具体的に明日の病院受診の確認や作業着の持ち帰りなどに精神的不安定になったり、こだわり事を繰り返し確認する等の相談です。職員は相談内容を朝夕の申し送りやケース記録に記録し情報の共有を図り、会議等で検討を行っています。内容により個別の支援計画書の支援内容に反映しています。</p>		
【A6】	A-2-(1)-④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>日中活動として外出レク、一泊旅行、月1回のトランスフィットネス(体操やダンス)、忘年会でのビンゴ大会、外食、ボウリング大会等企画し、利用者は希望に応じ参加しています。今年はコロナ禍で外出や一泊旅行の実施が困難ですが、例年多数の利用者が参加しバス旅行や恒例の江ノ島でのグループ散策など行われています。土曜余暇では給食提供がないため、買い物から調理をし、昼食づくりをしています。地域のスポーツ情報を提供し、家族と共にマラソン大会にも参加しています。例年、事業所に併設している保育園と合同の夏祭りの開催や保育園児との合同発表で主役としてダンス披露をするなど活動の場を持つと共に地域の様々な年齢層との交流を図っています。今年は音楽療法を兼ねた音楽レクリエーションの実施を予定しています。利用者活動参加時の状況をみて、個別支援計画の内容の見直しを図っています。</p>		
【A7】	A-2-(1)-⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>年2回「命の学習会」の研修を法人主催で講師による「障害者の生きるとは」、「命を大切に」、「生理について」などさまざまなテーマを取り上げ実施しています。自閉症の研修は年4回実施し、非常勤も含め職員全員が参加し、障害の特質、症状、その対応などを学んでいます。研修で習得した専門知識は支援の向上、個別の支援方法に繋げています。行動障害が起きた時は、一人で過ごせる部屋や、廊下に休憩用一人ひとりの決まった椅子など席を用意し、落ち着ける環境整備を図っています。パン製造や軽作業にも多様な工程を設け、障害の特質や希望に応じて役割を果たせるように支援しています。行動障害などによる利用者間のトラブル時や不安行動が見られる時は、職員が中に入り話をしたり、席を離したり、落ち着ける場所へ移動して頂いたりと対応しています。</p>		

A-2-(2) 日常的な生活支援		
【A8】	A-2-(2)-① 個別支援計画にもとづく日常的な生活支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>食事は併設保育園の栄養士が栄養バランスや季節の食材や行事食などに配慮したメニューを作成し、調理員が作り提供しています。味付けは個別にアレンジしています。調理員は給食会議(保育園)に参加し食事内容について検討しています。土曜余暇の昼食づくりでは、嗜好に応じた食事を楽しんでいます。障害に応じ常食・刻み食を提供し安全に食べられるよう図っています。レクリエーションで外食を楽しむこともあります。</p> <p>通所のため入浴の支援はしておらず浴室は設置していません。自立排泄の利用者がほとんどですが、その日の心身の状況や体調不良時には、トイレの汚れの後始末やパットの交換の確認など必要に応じ支援をしています。車いすの利用者以外は階段で自力移動し、エレベーターでの移動は付き添いを行っています。また子どもなどの声に反応し不穏になった場合は場所の移動をするなど、その日の心身の状況に応じ、支援をしています。</p>		
A-2-(3) 生活環境		
【A9】	A-2-(3)-① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>日中活動や作業活動の場や事業所内は、一日の終了時に職員と利用者が一緒に清掃をしています。室内温度や湿度は職員が利用者の状況を見て調整をしています。医薬品は鍵の掛かる場所に保管しています。静養室にはベッドを設置し、体調不良時や病状に応じ利用しています。自由に休息ができるように折りたたみ式ベッドを用意しスペースの確保を図っています。思い思いに過ごせる、一人で過ごせるスペースとしてパーテーションを活用し場所を設けたり、廊下にお気に入りの椅子や席を設けています。不穏で他者に被害を及ぼす危険などがある場合は、落ち着ける部屋を提供しています。生活環境面での利用者の意向は、支援計画の見直し時や個人面談、日々の活動時に確認・把握に努めて、必要時は改善に繋げています。</p>		
A-2-(4) 機能訓練・生活訓練		
【A10】	A-2-(4)-① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>専門的な訓練は実施していませんが、日々の生活の中で自力で行う機会を促しています。食事が自分で食べられるように声掛けしたり、食事形態を変更したりしています。歩行の維持が図れるように、見守りで自力歩行を促したり、食後に厨房まで歩行して下膳に行くなど、主体的に取り組んで頂いています。</p> <p>作業療法士の資格保有職員が、筋萎縮硬化症や片麻痺の利用者の筋力維持や向上が図れる取り組みをアドバイスしています。身体機能などのレベルが低下した時は受診に繋げています。支援会議や会議では、利用者の心身の機能の状況と支援内容の適性を検討し、生活訓練での活動や作業など支援内容を個別支援計画書の中に盛り込み、取り組んでいます。</p>		

A-2-(5) 健康管理・医療的な支援		
【A11】	A-2-(5)-① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	a
<コメント> 看護師が非常勤で週1日勤務し体重管理やバイタルチェックなど健康状態の把握に努めています。必要時はおかかりつけ医との連携を図り、職員の利用者の相談などにも対応しています。管理栄養士が栄養バランスに配慮し、健康維持が図れる食事提供を図っています。基本服薬管理は本人や家族の責務の為、必要な場合のみです。簡単な処置剤バンドエイドや保冷剤などでの対処をし、受診等をアドバイスしています。 サービス提供時に病状の急変や大怪我等は緊急連絡先の家族等に連絡し、主治医・救急隊と連絡し協力医療機関に繋げています。契約時は「緊急時対応利用者個人情報カード」を作成し、すぐに対応できるようにしています。職員は「命の学習会」や「自閉症」など障害に関する研修、健康に関する研修、感染症の研修など実施しています。また基本情報から利用者個々の病歴や現病の把握に努め、発症時の応急的対応の把握に努めています。		
【A12】	A-2-(5)-② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	
<コメント> 対象外		
A-2-(6) 社会参加、学習支援		
【A13】	A-2-(6)-① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	a
<コメント> 地域の情報を提供し、マラソン大会や地域祭り、発表会に参加したり、買い物をするなど地域交流やさまざまな体験の機会を支援しています。利用者の希望に応じ突発的な買い物や外出の支援にも柔軟に対応しています。カフェでの接客を通し、社会人としてのマナーの習得や地域の人との交流を図っています。 関係事業所でのパン販売会で販売に携わったり、地域清掃を行うなど、さまざまな作業活動の場を提供し、学習や体験の機会、社会参加など支援しています。法人事業部主催のトランスフィットネスでは利用者のみならず、地域の高齢者向けトランスフィットネスの開催も月2回敷地内ホールで行われています。		
A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援		
【A14】	A-2-(7)-① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	a
<コメント> 就職希望のために読み書きや算数を習得したい、パソコンのスキルアップを図りたい、ビジネスマナーを習得したい等、希望に応じた学習場所を紹介しています。グループホームでの生活を希望している利用者には聞き取りをし、状況を見て、グループホームなどの施設生活の説明をし、施設の情報提供、紹介、見学など家族と連携し支援しています。 定期的に開催している同法人の事業所間でのパン販売会では実際に販売の体験し就労支援、地域生活への支援をしています。生活面での公的な申請の年金申請や生活保護者の申請や手続き、診断書の提出など行政や医師、支援センターなど関係機関と連携しています。また地域のグループホームとも入居に向けて連携を図っています。		

A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援	
【A15】	A-2-(8)-① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。 a
<コメント> 家族総会は年1回年度初めに開催し、施設長が参加し施設運営や利用者の状況、活動内容などを話し合っています。家族役員会は2ヶ月に1回、地区3ヶ所合同で開催しています。家族には家族会発行の青葉会広報誌や事業所発行のモンド通信を年3回配布しています。モンド通信は毎月発行し利用者の活動報告を写真入りで載せ、職員の紹介などもしています。法人として「新型コロナウイルス感染症予防に関するガイドライン」を家族に配布し、施設対応などについて記載しています。日々の生活では、家族等と連絡帳や電話で直接連絡をしています。契約時に「緊急時対応用利用者個人情報カード」を提出してもらい、緊急連絡先(医師、救急隊、家族、管理者等)一覧を作成し、掲示をしています。利用者や高齢化する利用者家族に対し、ヘルパー利用の提案や紹介をしています。	

A-3 発達支援

		第三者評価結果
A-3-(1) 発達支援		
【A16】	A-3-(1)-① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	
<コメント> 対象外		

A-4 就労支援

		第三者評価結果
A-4-(1) 就労支援		
【A17】	A-4-(1)-① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。 a	
<コメント> 職業指導員1名を配置し、就労継続支援(B型)計画に基づき適切な就労の支援をしています。「就労系障害福祉サービス利用に関するアセスメント」では日常生活面、働く場での対人関係、働く場での行動・態度などの状況を定期的にあセスメントしています。「就労支援のための日常生活チェック表」で評価基準を設け、できない場合の要因を検討し、働く力や意欲、取り組みを定期的に把握するなど、個別に応じた就労支援や指導に取り組んでいます。 働くためのマナーや学習は販売活動や喫茶での活動をなど体験を通し習得するよう指導しています。個別の就労支援内容は、職員会議や支援会議、就労移行推進会議などで話し合い、適切な就労支援に繋がられるよう取り組んでいます。就職先や就労のための関係機関、医師、家族と連携し、就労に向けての見学や体験実習などを実施しています。		

【A18】	A-4-(1)-② 利用者に応じて適切な仕事内容等となるように取組と配慮を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>利用者の希望や能力、障害の状況に応じて、喫茶、製菓・製パン、軽作業等の生産活動を支援しています。喫茶では厨房・接客など、製菓では生菓子・焼き菓子製造、製パンではパン生地作り・生地のばし・成型・焼きや調理パン作りなど、軽作業では袋詰め・袋とし・シール貼りなど、各作業に様々な工程を設け利用者の得意な工程で楽しく作業ができるように配慮しています。作業時間は喫茶や製菓、その他は9:00～16:00、製パンが8:30～15:30としています。</p> <p>工賃は利用者賃金規定に基づき利用者に説明し同意を得て支払っています。工賃の改訂がしばらくなされていません。各作業に職員を配置し、日々の支援体制の強化を図っています。作業の受注先の拡大や作業量を一定に提供できるように、また利用者間の連携が取れるように図っています。但しコロナ渦で製パンに関しては感染予防の関係から販売先の自粛などがあり作業量が激減しています。</p>		
【A19】	A-4-(1)-③ 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>就労にあたり公共職業安定所や障がい者就労・生活支援センター、盲学校、聾学校、養護学校などと連携して、利用者の適正や要望に応じた職種・実習の受け入れ先の確保に努め、就労活動支援をしています。見学や体験実習また職場定着のため就労・生活支援センターと連携し6ヶ月の支援体制を図っています。</p> <p>就労移行担当者は就労移行推進会議を定期的を開催し、合同面接会や職場実習等、他の関係機関との調整を行い、就労移行の支援体制を整備しています。担当者合同説明会では本人も含め11名が参加し1名が就職先が決定しています。昨年度は就労移行から飲食店・法人内・高齢者施設など3名を障害者雇用に繋げています。</p>		